

新潟県条例第13号

新潟県統計調査条例の一部を改正する条例

新潟県統計調査条例（昭和28年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）</u>及びこれに基づく命令に定めるもののほか、<u>県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>県統計調査</u>」とは、知事その他の執行機関（以下「<u>知事等</u>」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法</u>及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号</u>に規定する事務に関して行うもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(県指定統計調査の告示)</p> <p>第3条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>を行おうとするときは、その目的、事項、範囲、期日、方法、<u>次条に規定する報告義務に関する事項</u>その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第4条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>のために必要な事項について、<u>個人又は法人その他の団体</u>に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県勢の実情を明らかにするために</u>行う統計調査の<u>真実性を確保し、統計調査の重複を除き、もって適正且つ合理的な県政運営の基礎資料を得ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>県統計調査</u>」とは、知事その他の執行機関（以下「<u>知事等</u>」という。）が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）</u>及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第2条第5項第3号</u>に規定する事務（<u>知事等が行うものに限る。</u>）に関して行うもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(県指定統計調査の告示)</p> <p>第3条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>を行おうとするときは、その目的、事項、範囲、期日、方法その他必要な事項をあらかじめ告示しなければならない。</p> <p>(申告の義務)</p> <p>第4条 知事等は、<u>県指定統計調査</u>のため、<u>人又は法人</u>に対して<u>申告を命ずる</u>ことができる。</p>

をしてはならない。

- 3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

（実地調査）

第6条 県指定統計調査に関する事務に従事する職員及び調査員は、県指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、規則で定めるその職務を示す証票を提示しなければならない。

- 2 （略）

（県指定統計調査と誤認させる調査の禁止）

第7条 何人も、県指定統計調査の報告の求めである人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第8条 知事等は、県指定統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、県指定統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第9条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
(2) 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、規則で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行つた県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 2 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わつて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

（実地調査）

第6条 県指定統計調査に関する事務に従事する職員及び調査員は、県指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を提示しなければならない。

- 2 （略）

（結果の公表）

第7条 県統計調査の結果は、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかにこれを公表しなければならない。ただし、知事等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（調査票情報の目的外利用）

第8条 知事等は、公益上特に必要があると認めるときは、その行つた県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を、当該県統計調査の目的以外の目的のために、被調査者を識別することができない方法で自ら利用し、又は提供することができる。

(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

(2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

2 知事等は、前項（第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

(2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。

4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第2項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)
第11条 前条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置として規則で定めるものを講じなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱い

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)
第9条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第10条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

(1) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事

に従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第13条 (略)

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

(2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

(2) 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第17条 第4条の規定に違反して、県指定統計調査

する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

(2) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第11条 削除

第12条 (略)

(罰則)

第13条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第14条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第15条 第4条に規定する県指定統計調査の申告を命ぜられた者の申告を妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 第4条の規定により申告を命ぜられた場合

の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）は、10万円以下の罰金に処する。

故意に申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項（第1号を除く。）の規定により行われた求めに応じ、改正後の第9条に規定する調査票情報を提供した場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。